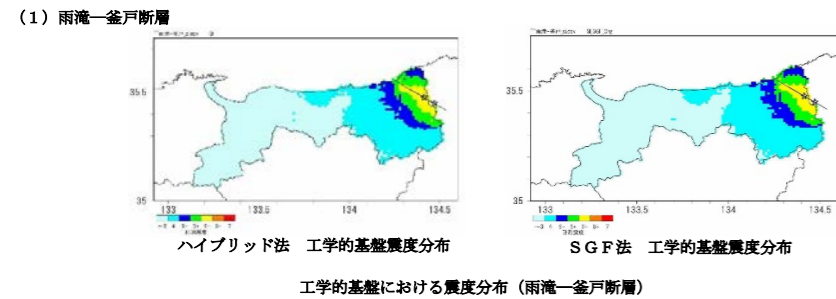


鳥取県東部広域行政管理組合消防局大規模災害時の対応計画【地震編】概要版

1 はじめに

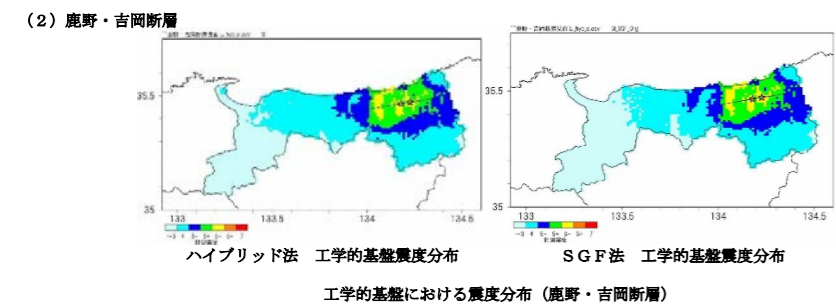
鳥取県東部広域行政管理組合消防局では、消防計画に基づき、災害時の業務遂行を円滑に実施することができるよう、業務継続計画を策定し、非常時優先業務や資源確保計画等について定めている。これは、大規模災害発生時における職員の参集体制や業務継続に必要な資源の確保等について概要版として抜粋したものである。

2 地震想定（鳥取県東部地域に影響が大きいと思われる断層地震）《鳥取県HPから抜粋》



予想される被害（冬18時に発生した場合）

鳥取県東部	全壊・焼失（棟）	半壊（棟）
	約1,560	6,720



予想される被害（冬18時に発生した場合）

鳥取県東部	全壊・焼失（棟）	半壊（棟）
	約16,090	18,360

3 消防局長不在時の明確な代行順位及び職員参集体制

(1) 消防局長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
次長	警防課長	情報指令課長

※消防計画に記載し、文書により全職員へ周知済み

(2) 招集体制

消防計画に基づき、職員を招集し緊急に消防力の増強を図る。

ア 災害における招集

招集場所	参集場所は原則として、所属勤務場所（課、署、所）	
連絡体制	自己覚知による参集	
	消防局にあつては情報指令課	
	消防署（所）にあつては所属（所）	
招集区分	1号招集	招集指名を受けた職員は、速やかに所定の場所に参集
	2号招集	招集指名を受けた職員又は全職員は、直ちに所定の場所に参集
	3号招集	全職員を招集する必要があるとき

イ 地震災害等における招集

参集場所	参集場所は原則として、所属勤務場所（課、署、所）	
連絡体制	職員は、管内において招集区分に掲げる現象が発生したときは、直ちに参集	
招集区分	各警報が発表されたとき	管理職全員招集
	震度4以上の地震が発生したとき	次長、各課長・課長補佐（消防総務課を除く）
	震度5弱以上の地震が発生したとき	全員招集
	その他大地震が発生又は発生するおそれがあるとき	全職員

ウ 非常災害時招集

上記では対応できない災害であり、招集場所等については消防局長が別に指示するものとする。

4 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(1) 消防局庁舎の代替拠点優先順位

1位	岩美消防署（岩美郡岩美町河崎 272-3）※八頭消防署完成後は2位に繰り下げ。
2位	鳥取消防署東町出張所（鳥取市東町2丁目 308）※八頭消防署完成後は3位に繰り下げ。
3位	八頭消防署（鳥取市河原町山手 48）※令和2年2月に新庁舎が完成予定であり、完成後は1位に繰り上げ。

(2) 各消防署・所の代替拠点優先順位

被害の少なかった近くの庁舎にその機能を移すことで、継続すべき業務の遂行体制を確保するものとする。

(3) 非常時優先業務が集中した場合の応援体制

受援課・署・所	応援課（再任用職員含む）
情報指令課	消防総務課・警防課・予防課（再任用職員含む）
各消防署・所	消防総務課・警防課・予防課（再任用職員含む）

5 庁舎の概要

庁舎名	構造	延べ面積	開設年月日	自家発電	発電機	給油設備	I s 値	耐震性
消防局	RC増4階建	3,872.87	H元.7.1	○	○	○		○
鳥取消防署			H元.4.11					
東町出張所	RC造2階建	861.07	H28.3.24	○	○			○
吉方出張所	S造平屋建	167.58	S52.4.1		○		0.53	
国府分遣所	〃	270.48	S54.10.1		○		0.10	
湖山消防署	RC造2階建	592.90	S53.4.1		○		0.96	○
岩美消防署	RC造2階建	952.89	H31.3.28	○	○			○
八頭消防署	S造2階建	502.73	S53.10.1		○		0.25	
智頭出張所	S造平屋建	278.25	S54.10.1		○		0.17	
若桜出張所	〃	271.54	〃		○		0.20	
用瀬出張所	〃	270.48	〃		○		0.10	
気高消防署	S造2階建	502.73	S53.10.1		○		0.28	
青谷出張所	S造平屋建	265.50	H2.3.29		○			

※I S 値とは建物の耐震性能を表すための指数

6 電気、水、食料等の確保

(1) 電気

消防庁舎のバックアップ用自家発電設備、発電機、給油設備については、5庁舎の概要のとおりである。消防局・鳥取消防署及びH28年以降整備された庁舎には、停電が発生した場合でも最大約72時間継続使用可能な自家発電設備を整備するとともに、通信指令設備用の発電機を全消防署所に配備し、停電時に災害指令が途絶えることのないよう対策を図る。

自家発電設備・発電機の燃料は常日頃から補充点検し、災害時に最大稼働できるよう準備しておくとともに、非常時における燃料確保の方策について事前に検討する。また、浸水リスクを考慮し最上階又は浸水被害の心配のない階へ設置する。

(2) 水・食料

緊急消防援助隊派遣用備蓄非常食を活用するとともに、庁舎に設置している自動販売機の清涼飲料水等を提供するものとし、長期化した場合に備え、調達方法を事前に関係業者等と協議しておく。

(3) 医薬品・救助資機材等

人命救助に必要な医薬品のほか、パール・ジャッキ・応急担架等の救助資機材については、備蓄や早期調達に努めるものとする。

(4) 通信

大規模災害時には、電話の輻輳や不通が予想されることから、平時から有事に備え、災害時優先回線の把握や、衛星携帯電話の使用訓練を実施する。また、消防救急無線システムが機能不全となった場合にも、各所属の無線機（移動局）同士で通信可能なため、予め通信距離等の把握をしておく。

7 非常時における119番通報への対応

令和元年12月1日付け「119番受信不能時の対応要領」のとおりとする。